

〈NHK番組改ざん訴訟判決をめぐって〉

## 三大紙は判決をどう報道したか (I)

諸橋 泰樹

### 1. 「政治家の介入」追及報道を検証する必要性

2001年1月30日、NHK教育テレビのドキュメンタリー「ETV2001 問われる戦時性暴力」という番組でNHKは、前年12月に「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク(VAWW-NET)ジャパン、以下バウネット)が共催した「女性国際戦犯法廷」の模様を、政治家からの圧力によって、判決部分をカットしたり、当初予定になかったコメント録画を加えたり、スタジオのコメントーター部分をカットし、番組時間を短縮するなどの内容変更を行なって放映した。

バウネットは01年7月にNHKと制作会社2社を提訴、04年3月に制作会社1社のみを責任を認め、東京地裁による判決を経て、その控訴審判決が本年1月29日に東京高裁で言い渡された。この間、朝日新聞は05年1月12日に、当時の安倍晋三内閣官房副長官や自民党中川昭一議員が事前にNHK幹部に対し『内容の偏り』を指摘して

いたとスクープ、ジャーナリズムへの政治家による圧力・介入問題としても大きな争点になっていた。そういった経緯もあって、各種メディアはこの控訴審判決について時間や紙面をさいて報道した。

判決の骨子は、①放送前にNHK幹部が安倍官房副長官(当時)と面談、そこで「公正・中立であるべき」と言われたこと、②女性国際戦犯法廷の冒頭から判決までを概観できる番組になる期待と信頼があったこと、③にもかかわらず、放送された番組は削除などによりドキュメンタリーから乖離した内容になったこと、④そうなのは、放送前から抗議があったり、また予算編成にあたって国会の承認を得る時期と重なって、NHKは神経をとがらせており、⑤NHK幹部が政治家の発言を必要以上に重く受け止め、その意図を忖度(そんたく)して当たり障りのない番組にするよう制作現場の方針を離れた形で編集されたからであり、⑥その結果、取材対象者であるバウネット側の期待と信頼を侵害した、⑦番組変更に関してバウネットに対する説明義務違反

があった、としてNHK、NHKエンタープライズ21(当時)、ドキュメンタリージャパンの3社に賠償責任を認めるものであった。また、⑧面談の際、政治家が一般論として述べた以上に具体的に示唆したことまでは証言によっても認められず、⑨中川議員が放送前に担当者に見解を述べたことを認めることはできない、とされた。

だが、この判決は、最も肝腎な点である政治家からの圧力に関して、いまひとつ煮え切らないきらいがある。そのような判決を受けて、「人ごと」ではない各種メディアは、政治家の圧力についてどこまで批判的に追及し、この事件に関してどのようなイシューを喚起しようとしているだろうか。

この稿では、判決の翌日1月30日(火)の、日本の新聞総発行部数の42%をカバーする全国紙3紙(朝日、毎日、読売)の紙面分析を通じて、判決がジャーナリズムにとつてはどのようにとらえられ(あるいはゆがめられ)、読者に伝えられようとしたか(あるいは人びとをリードしようとしたか)を考えてみたい。

### 2. 紙面構成と1面見出しに見る扱いの差

まず判決翌日の1月30日朝刊3紙の紙面構成だが、朝日が1面、3面社説、第3社

会面(33面)に判決要旨、社会面右(34面)、最終社会面(35面)の5ページで扱っていた。毎日1面、2面総合面に判決要旨ほか、最終社会面(31面)の3ページで扱っている。社説はこの日には掲載されておらず、翌日3日(水)の5面に掲載された。読売は1面、3面の社説、社会面右(38面)の3ページでの扱いであった。社会面は見開きで左面の掲載が重要度が高いとされるが、読売の場合は最終社会面である左面(39面)は関西テレビの「あるある大事典」のデータ捏造に関する記事だった。

次に、表1から3紙の1面大見出しをみると、朝日は「番組改変訴訟 N H Kに賠償命令」、毎日「番組改変 東京高裁判決 N H Kに賠償命令」の表現を使って1面右肩のいわゆる「トップ」にこの訴訟判決を掲載している。それに対して読売は、「トップ」にあるある捏造疑惑『ワサビ』『レモン』でも」を、2番目に「健康食品会社リッチランド会長ら きょう逮捕」を持ってき、本件は3番目の扱いとなっており、大見出しも「N H Kに賠償命令 東京高裁」とあるだけで何が問題化されているのかがわからない。また記事段数や見出しの段数も朝・毎より少なくなっている。スペースのみならず掲載面を「1面トップ」に持つてこなかったこと自体に、この新聞がライバル紙に比較的可利な判決が出たこのメデイ

ア弾圧事件を小さく見積もりたという姿勢があらわれていると言わなければならない。社会面で右ページに持つてきたのも、同様の意思によるものだ。

さらに朝日のサブ見出しは「議員の意図付度」毎日のそれも「政治家意図そんたく」と、政治家の介入を暗に臭わす判決が出たことを記すものとなっているが、読売のサブ見出しは「政治家介入は否定」と真つ向から逆の見出しを掲げていて、ここでも対照的である。

1面の本文記事の構成に関しては、朝日が判決が認定した構図、期待権のキーワード解説、解説、安倍首相の談話なども載せて1面だけでも多様な構成となっているのに対して、読売は事実経過を述べるだけの単独構成となっており、そのあっさりした記事の中でも、05年1月に朝日の報じた政治家の介入について、「判決は(政治家が)番組に関して具体的な話や示唆をしたとまでは認められない」と介入を否定した」と断言しているところが目立つ。

そもそも3紙の見出しや記事を見て気づくのは、「番組改変」と「番組改編」の語の使用の違いである。判決は「改編」を用いているが、朝日と毎日は判決文の要旨紹介以外の記事では一貫して「改変」の文字を使っている一方、読売は「改編」で通していた。「変えられた」のではなく「編集

された」というニュアンスを、読売も、裁判所に做つて強調したいのだろう。

他面の主見出しを拾うと(社説に關しては後述)、朝日は社会面見開きスペースで右(34面)に「期待権」認定に賛否」、左の最終社会面(35面)に「政治家に過剰反応」認定」、毎日「総合面(2面)「番組改変判決 政治に弱いN H K」、最終社会面(31面)「番組改変 N H K敗訴 『期待権』認める」、読売は社会面右(38面)で「解説 『期待権』重視は危険」と、朝日・毎日はN H Kが政治的プレッシャーに弱いことも指摘しているのに対して、読売は判決で出された「期待権」に懸念を表明するトーンがきわめて強めであった。

### 3. 1面で「政治家介入」を明言する新聞はどこもなし

各紙1面の報道内容は、①N H K幹部の政治家との接触の問題、②政治家は何と言ったのか、③なぜ改変したのか、④政治家の介入はあったのか、⑤どういう判決が下されたのか、の5点がポイントとなった。その言及有無と概要を表1にみると、「①政治家との接触」について安倍官房副長官の実名を挙げて報じていたのは朝日と毎日で、読売はN H K幹部が政治家と接触したことにすらふれていない。「②何と発言し

資料 表1 2007年1月30日(火) 全国紙3紙の内容分析

	朝日新聞	毎日新聞	読売新聞	
1面の言及内容(×印は言及なし)	扱いと主見出し	トップ(右肩、11段スペース) ・番組改変訴訟 NHKに賠償命令(5段)	トップ(右肩、10段スペース) ・番組改変 東京高裁判決 NHKに賠償命令(5段)	第3位扱い(下段、4段スペース) ・NHKに賠償命令 東京高裁(4段)
	①政治家との接触	放送直前の1月29日に放送総局長・総合企画室担当局長が安倍官房副長官と面会	予算審議に影響を与えないよう、説明のために放送総局長らが安倍官房副長官らと接触	×
	②何と発言したか	安倍官房副長官が「公正・中立の立場で報道すべきではない」と発言	安倍官房副長官らから「公正中立で報道すべきだ」と指摘された	国会議員などの「番組作りは公平・中立であるように」との発言
	③改変の理由について	制作に携わる者の方針を離れ、国会議員などの発言を必要以上に重く受け止め、その意図を付度し、当たり障りのないよう番組を改変した	安倍官房副長官らの発言を必要以上に重く受け止め、当たり障りのない番組にすることを考え、現場の方針を離れて編集された	国会議員などの発言を必要以上に重く受け止め、その意図を付度し、当たり障りのないよう番組を改編した
	④政治家の介入	政治家が一般論として述べた以上に具体的な話や示唆をしたことまでは認めに足る証拠はない	政治家が具体的な話や示唆をしたことまでは認められない	政治家が番組に関して具体的な話や示唆をしたことまでは認められない
⑤判決	(a) 憲法で保障された編集の権限を乱用または逸脱、(b) 今回は特段の事情があり期待と信頼は法的保護に値する、(c) 3社の改変行為を認め、改変の内容を説明する義務を怠った不法行為責任、(d) 当初の趣旨とそぐわない編集行為で、期待と信頼を侵害	(a) 今回は特段の事情があり期待と信頼が法的に保護される、(b) 番組改変は期待と信頼を侵害した3社の「共同不法行為」、(c) 内容変更を伝えなかったことは「説明義務違反」	(a) 期待と信頼を侵害、(b) 期待とかけ離れた番組改編の説明を怠った	
社説(×印は言及なし)	見出し	・NHK 裁かれた政治への弱さ	・NHK 取材制約招く判決を導いた(1月31日付)	・NHK番組訴訟 報道現場への影響が懸念される(2番目の扱い)
	①政治家との接触	NHKは国会議員らの意図を付度し、当たり障りのないよう番組を改変した	NHK幹部が国会議員らの発言を必要以上に重く受け止め、当たり障りのない番組に改変した	「政治家らが具体的な話や示唆をしたとは認められない」との見方を明確に示した
	②NHK幹部の思惑	この番組が予算の審議に影響を与えないようにしたいと国会議員らに会った	予算の国会承認を得る時期で影響を与えたくないとの思惑があった	×
	③政治家に何と言われたか	「番組作りは公正・中立に」と言われた	×	×
	④幹部の議員への予算説明	国会議員に予算説明をする役割を担っていたNHK幹部(再)	×	×
	⑤「期待権」についての評価	×	aバウネットが抱いた番組内容に対する期待権の侵害、b事前説明とは異なる番組になったことの説明義務違反	×
⑥「期待権」についての評価	「期待権」が常に成立すれば取材に萎縮効果を生むが、判決は取材・報道の自由をまず押さえ、ニュース以外のドキュメンタリーや教養番組など限定的な範囲・例外的な場合だと指摘している	ドキュメンタリーや教養番組はニュースとは区別されるという基準、取材される者の期待権が発生する事情の基準も示されず、公人に対する取材に支障が出、報道機関が萎縮することも懸念される	取材・報道の自由を指摘する一方で、ニュース以外とはいえドキュメンタリーや教養番組などで「期待権」を尊重し過ぎれば、批判的な番組制作は難しくなり、国民の知る権利を制限することにつながる	
解説(×印は言及なし)	見出し	・過剰な自己規制 問題視(1面)	・報道機関の萎縮を懸念(最終社会面)	・「期待権」重視は危険(右社会面)
	①政治家の介入の有無	直接指示は認められなかったが、政治家などとのやりとりが改変の大きな動機になった	×	×
	②NHK幹部の思惑	番組が予算編成に影響することがないようにしたいとの思惑から国会議員と接触	×	×
	③幹部の番組改変指示	国会議員に予算説明をする幹部が踏み込んだ改変指示を制作現場にしていた	×	×
④幹部の議員への予算説明	国会議員に予算説明をする役割を担っていたNHK幹部(再)	×	×	

⑤判決について	×	(a) バウネットが抱いた番組内容に対する期待権の侵害、 (b) 事前説明とは異なる番組になったことの説明義務違反	×
⑥期待権についての評価		「期待権」が常に成立すれば取材に萎縮効果を生むが、判決は取材・報道の自由をまず押さえ、ニュース以外のドキュメンタリーや教養番組など限定的な範囲・例外的な場合だと指摘している	取材・報道の自由を指摘する一方で、ニュース以外とはいえドキュメンタリーや教養番組などで「期待権」を尊重し過ぎれば、批判的な番組制作は難しくなり、国民の知る権利を制限することにつながる

資料 表2 紙面に見る政治家の介入

		朝日新聞	毎日新聞	読売新聞
経緯	見出し	・番組改変の経緯（最終社会面）	・特集番組を巡る経緯（最終社会面）	・朝日「改変」報道 NHKと応酬（右社会面）
	経緯の内容、形式	00年10月からの取材依頼、12月の法廷から、01年1月24日Dの編集作業離脱、同26日放送総局長らの立ち会い試写、同29日安倍官房副長官と面談、44分版を43分にカット、同30日の40分版の放送までのプロセスを、時系列的に年表スタイルで	05年1月の朝日の安倍介入報道およびNHKの制作担当会見での政治介入恒常化発言、それに対するNHKや安倍サイドの全面否定、朝日とNHKの全面対立を経て、朝日の取材内容流出不祥事、記事についての朝日の「訂正不要」最終見解などを、文章で紹介	05年1月12日付朝日で安倍・中川が放送前日に幹部を呼びつけ「偏った内容」と圧力をかけたため内容が「改変」されたこと報道され、両氏は報道を否定したこと、NHKも抗議し朝日と抗議の応酬が続いたこと、同年9月30日に朝日は「呼び出し」報道は不十分な取材だったと認めたが相当理由を挙げ訂正しなかったこと、判決は「圧力を否定」と、文章で紹介
安倍首相の言い分	見出し	・「政治家の介入なしが明確に」安倍首相（1面）	・首相「政治家不介入、明確に」（2面＝総合面）	・「間違い認めよ」朝日新聞を批判 安倍首相（社会面右）
	発言内容の概要	政治家が介入していないことが明確になった。NHK側が会いたいと言ってきたのであって、最初から会う会わないなんていうことは言えない。報道の自由については頭に入れておかなければいけないが、圧力をかけたという間違った報道をしたことを間違ったと認めるのが報道機関だ	政治家が介入していないという判断が明確に下された。NHKが会いたいと言ってきた、いつ放送するかも知らなかった	政治が介入していないことが明確になった。報道の自由は頭に入れなければならないが、「圧力をかけた」と言いながらそれが間違っていたのだから、「間違っていた」と認めるのが報道機関だ
中川政調会長の言い分	見出し	・「私は被害者」中川昭氏強調（最終社会面）	・安倍首相の言い分の中で（2面＝総合面）	・安倍首相の言い分の中で（社会面右）
	発言内容の概要	あの番組やあの活動には興味は全くない。あたかも番組に圧力をかけたかのように朝日などから非難された。証拠を持って、放送前に関係者とは会っていないので話し合いも圧力のかけようもないと主張してきた。朝日は依然として我々の面会要求に応えず、うやむやにされていて心外。事実無根の報道で迷惑している被害者だ	朝日などから番組内容に圧力をかけたかのようにしつこく非難された。放送前にNHK関係者とは一切会っていない	証拠を持って「放送前に関係者と会っていない、話し合いも圧力もかけようがない」と述べている。事実無根の報道で迷惑している被害者だ
カットされた内容に言及	①昭和天皇の有罪	×	×	(a) 昭和天皇を「有罪」(1面)、(b) 昭和天皇に責任があるとした「判決」部分（社説）
	②国の有罪	×	×	(a) 国を「有罪」(1面)
	③判決	(a) 判決の説明（社説）、(b) 判決の説明（判決要旨）	(a) 判決（1面）	×
	④旧日本軍の証言	(a) 兵士の証言（社説）、(b) 加害兵士の証言（判決要旨）	(a) 旧日本軍兵の証言部分（判決要旨）	×
	⑤もと「慰安婦」の証言	×	(a) 旧日本軍の性暴力被害者の証言（1面）、(b) 元慰安婦女性の証言部分（判決要旨）	×

たか」に関しても、朝日と毎日では安倍から「公正・中立報道」を言われたことにはふれているが、読売は「国会議員など」とぼやかしている。「③なぜ改変したか」については、3紙とも「発言を重く受け止めて意図を忖度し」「当たり障りのないように改変（改編）」と判決文を使っているが、読売は「現場の方針を離れ」というところがオミットされ幹部たちの専横が伝わっていない記述となっている。

判決上最も重要だと思われる「④政治家の介入」に関しては、読売は見出しと同様《判決は「政治家が」番組に関して具体的な話や示唆をしたとまではみとめられない」と介入を否定した》と断定している。一方で朝日は《政治家が一般論として述べた以上に本件番組に関して具体的な示唆をしたことまでは認めるに足りる証拠はない》とした》と記し、毎日には《政治家が番組に関して具体的な示唆をしたとまでは認められない》と直接的な圧力は否定した》と、朝日と読売の中間的な表現を行なっている。

後述するように、安倍や中川の事前圧力は、番組改変の直接的な引き金となったが、本人たちは談話Ⅱ紙面上で真っ向から否定している。しかしながら判決文は、《上記面談（引用者注・1月29日のNHK幹部3名と安倍官房副長官との面談）の際、政治家が一般論として述べた以上に本件番組に

関して具体的な話や示唆をしたことまでは、証人（注・NHK幹部2名）の各証言によってもこれを認めるに足りず、他に認めるに足りる証拠はない。》とあるだけで、そもそも「政治家の介入を否定」する判決ではない点に注意する必要がある。

よしんば直接的な指示がなかったにせよ、「勤ぐれ、お前」といったニュアンスで、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（代表・中川昭一）の事務局長を務めていた安倍晋三が《いわゆる従軍慰安婦問題について持論を展開した後、（中略）NHKがとりわけ求められている公正中立の立場で報道すべきではないかと指摘した。》（判決文）のだとすれば、たとえ「一般論」であれ、これを「介入」「圧力」と言わずして何と言おう。

介入を否定する読売の見出しや記事は、確信犯的なミスリードだと考えられるが、朝日も毎日も安倍官房副長官がNHK幹部

との会談で喋った発言内容は介入であるとの明言を避けており、そういう意味では3紙とも1面においては「腰が引けている」

（判決に対する高橋哲哉氏の朝日でのコメント）と言うべきだ。ただし各紙とも他面では、これは介入であるという識者のコメントを掲載しており、読売も社会面（38面）で、原告の共同代表に、判決は圧力を暗に指摘しているとの見方を紹介している。

「⑤判決」に関しては、取材者側の期待と信頼を侵害したと、番組改変（改編）の説明をしなかったことについて3紙共通に言及しているが、読売はこの2点の紹介にとどまり、朝日と毎日の特段の事情があれば期待と信頼は保護されるということを付け加え、さらに朝日は制作者側の編集権の乱用・逸脱にもふれていた。（以下次号につづく）

（もろはし・たいき マスコミ研究者 本誌編集委員）

## 〈NHK番組改ざん訴訟判決をめくって〉

### 原告 西野瑠美子さんにきく

——勝利判決おめでとうございます。反響はいかがでしたか。

判決直後からメールがパンク状態。たく

さんの方が自分のこととして喜んで下さいました。渦中の人物の政権下で、司法が権力に影響を受けずに公正な判断をしてくれ